

介護予防短期入所生活介護利用料金表

施設利用料

	1日あたりの個人負担額（1割）	
	従来型個室	多床室
要支援1	446円	446円
要支援2	555円	555円

※個人負担2割の場合は2倍の金額、個人負担3割の場合は3倍の金額となります。

※平成17年9月30日以前から継続利用の方で、従来型個室を利用されている方は多床室の利用料が適用となります。

送迎費用 片道184円

事業実施地域内(三島町、柳津町、会津坂下町、金山町、昭和村、湯川村、会津若松市) 通常の実施地域を越えて行う介護予防短期入所生活介護に要した交通費は、その実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は通常の事業の実施地域の境界から、1キロメートルにつき50円です。

食費 朝食409円、昼食567円、夕食469円 1日合計1,445円

(内訳 食材料費 朝食200円、昼食358円、夕食260円、調理費1食につき209円)

ただし、食事提供を行った分のみ請求し、利用者の所得に応じての限度額は下のとおり

1日あたりの負担限度額		
利用者負担第1段階	利用者負担第2段階	利用者負担第3段階
300円	600円	① 1,000円 ②1,300円

*収入により負担限度額が異なります。(第3段階①、②も同様) 詳細については、お問合せ下さい。

滞在費 1日あたり、従来型個室は1,171円、多床室は855円

ただし、利用者の所得に応じての限度額は下のとおり

	1日あたりの負担限度額		
	利用者負担第1段階	利用者負担第2段階	利用者負担第3段階
従来型個室	320円	420円	820円
多床室	0円	370円	370円

※平成17年9月30日以前からの継続利用の方で、従来型個室を利用されている方は多床室の滞在費が適用になります。

加算項目

サービス体制強化加算 (I) 1日につき 22円

療養食加算 1回につき 8円 (1日3回を限度)

介護職員処遇改善加算

処遇改善加算Ⅰ 1ヶ月の利用単位数に対して、8.3%を加算

介護職員等特定処遇改善加算

特定加算(Ⅰ) 1ヶ月の利用単位数に対して、2.7%を加算

*加算の詳細については、お問合せ下さい。

その他の利用料金

	費用	備考
理容費	カット 1,500円 丸刈り 1,400円	
美容費	カット 2,000円 パーマ(部分) 5,000円 パーマ(全体) 6,500円 白髪染め 4,000円	※カット・・・顔そり付 ※パーマ・・・カット付
買い物他各種支払いの代金、 申請・申告等にかかる手数料、 日常生活において通常必要とするものにかかる費用、 施設の行事などの際に提供する特別なお茶菓子代	実費	利用者様が負担することが適当と認められる費用
複写物の交付 (A4サイズ用紙)	コピー代 1枚 10円	利用者様はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。